

2021(令和3)年度 税制改正大綱決定

《本年度の税制改正大綱について》

- ◆ この度、政府は2021年度 税制改正の関連法案を閣議決定しました(2020.12.21)。
- ◆ 本年度の税制改正の主眼は、ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現を図ることです。
- ① 企業のデジタルトランスフォーメーション及びカーボンニュートラルに向けた投資を促進する措置の設立
- ② 上記「」①の投資等を行う企業に対する繰越欠損金の控除上限の特例
- ③ 中小企業の経営資源の集約化による事業再構築等を促す措置の創設
- ④ 家計の暮らしと民需を下支えするため、固定資産税の評価替えへの対応、住宅ローン控除の特例の延長
- ◆ 主な改正ポイントは以下のとおりです。

■ 個人所得課税

1. 住宅・土地税制

【POINT】 住宅ローン控除の特例の延長等

- ・ 控除期間13年の特例の適用期限を延長し、令和4年末までの入居者を対象とするとともに、この延長した部分に限り、合計所得金額1,000万円以下の者について面積要件を緩和する(50㎡以上→40㎡以上)。
- ・ この措置による個人住民税の減収額は、全額国費で補填する。

(1) 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除について、次の特例措置を講ずる。

- ① 住宅の取得等で特別特例取得に該当するものをした個人が、その特別特例取得をした家屋を令和3年1月1日から令和4年12月31日までの間にその者の居住の用に供した場合には、住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除及び当該控除の控除期間の3年間延長の特例を適用できることとする。

(注) 上記の「特別特例取得」とは、その対価の額又は費用の額に含まれる消費税等の税率が10%である場合の住宅の取得等で、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める期間内にその契約が締結されているものをいう。

 - イ 居住用家屋の新築 令和2年10月1日から令和3年9月30日までの期間
 - ロ 居住用家屋で建築後使用されたことのないもの若しくは既存住宅の取得又はその者の居住の用に供する家屋の増改築等 令和2年12月1日から令和3年11月30日までの期間
- ② 上記①の住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の特例は、個人が取得等をした床面積が40㎡以上50㎡未満である住宅の用に供する家屋についても適用できることとする。ただし、床面積が40㎡以上50㎡未満である住宅の用に供する家屋に係る上記①の住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の特例は、その者の13年間の控除期間のうち、その年分の所得税に係る合計所得金額が1,000万円を超える年については、適用しない。

(注1) 上記①及び②について、その他の要件等は、現行の住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除と同様とする。

(注2) 上記①及び②について、認定住宅の新築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の特例及び東日本大震災の被災者等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例についても同様の措置を講ずる。
- ③ 要耐震改修住宅の取得をして耐震改修をした場合の特例、年末調整に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除その他の措置について、所要の措置を講ずる。

(2) 税務署長が納税者から提供された既存住宅等に係る不動産識別事項等を使用して、入手等をした当該既存住宅等の登記事項により床面積要件等を満たすことの確認ができた住宅を、住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の対象となる既存住宅等に含めることとする。

(注) 上記の改正は、令和4年1月1日以後に確定申告書を提出する場合について適用する。

2. 租税特別措置等

【POINT】 セルフメディケーション税制の見直し

・対象をより効果的なものに重点化し、手続を簡素化した上で5年延長する。

特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）について、次の措置を講じた上、その適用期限を5年延長する。

(1) 本特例の対象となる医薬品の範囲について、次の見直しを行う。

- ① 所要の経過措置（5年未満の必要範囲内）を講じた上、対象となるスイッチOTC医薬品から、療養の給付に要する費用の適正化の効果が低いと認められるものを除外する。
- ② スイッチOTC医薬品と同種の効能又は効果を有する要指導医薬品又は一般用医薬品（スイッチOTC医薬品を除く。）で、療養の給付に要する費用の適正化の効果が著しく高いと認められるもの（3薬効程度）を対象に加える。

(注1) 上記の具体的な範囲については、専門的な知見を活用して決定する。

(注2) 上記の改正は、令和4年分以後の所得税について適用する。

(2) 健康保険法等の規定に基づき行われる健康診査等の健康の保持増進及び疾病の予防への取組を行ったことを明らかにする書類（以下「取組関係書類」という。）については、確定申告書への添付又は確定申告書の提出の際の提示を不要とする。この場合において、税務署長は、確定申告期限等から5年間、当該取組関係書類の提示又は提出を求めることができることとし、当該求めがあったときは、その適用を受ける者は、当該取組関係書類の提示又は提出をしなければならないこととする。

(注1) 確定申告書の提出の際に添付すべき医薬品購入費の明細書には、その取組に関する事項を記載しなければならない。

(注2) 上記の改正は、令和3年分以後の確定申告書を令和4年1月1日以後に提出する場合について適用する。

3. その他

【POINT】 国や地方自治体の実施する子育てに係る助成等の非課税措置

・国や自治体からの子育てに係る助成（ベビーシッター・認可外保育施設の利用料等）について、子育て支援の観点から、非課税とする措置を講ずる。

国又は地方公共団体が行う保育その他の子育てに対する助成をする事業その他これに類する一定の助成をする事業により、これらの助成を受ける者の居宅において保育その他の日常生活を営むのに必要な便宜の供与を行う業務又は認可外保育施設その他の一定の施設の利用に要する費用に充てるため給付される金品については、所得税を課さないこととする。

【POINT】 退職所得課税の適正化

・勤続年数5年以下の法人役員等以外の退職金についても、雇用の流動化等に配慮し、退職所得控除額を控除し

た残額のうち 300 万円を超える部分について 2 分の 1 課税を適用しない。

退職所得課税の適正化

- ① その年中の退職手当等のうち、退職手当等の支払者の下での勤続年数が 5 年以下である者が当該退職手当等の支払者から当該勤続年数に対応するものとして支払を受けるものであって、特定役員退職手当等に該当しないもの（以下「短期退職手当等」という。）に係る退職所得の金額の計算につき、短期退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額のうち 300 万円を超える部分については、退職所得の金額の計算上 2 分の 1 とする措置を適用しないこととする。
 - ② 上記①の見直しに伴い、短期退職手当等と短期退職手当等以外の退職手当等がある場合の退職所得の金額の計算方法、退職手当等に係る源泉徴収税額の計算方法及び退職所得の源泉徴収票の記載事項等について所要の措置を講ずる。
- (注) 上記の改正は、令和 4 年分以後の所得税について適用する。

■ 資産課税

1. 国際金融都市に向けた税制上の措置

【POINT】 国際金融都市に向けた税制上の措置

- ・ 就労等のために日本に居住する外国人が死亡した際、その居住期間にかかわらず、外国に居住する家族等が相続により取得する国外財産を相続税の課税対象としない。

国内に短期的に居住する在留資格を有する者、国外に居住する外国人等が、相続開始の時又は贈与の時において国内に居住する在留資格を有する者から、相続若しくは遺贈又は贈与により取得する国外財産については、相続税又は贈与税を課さないこととする。

(注) 上記の「在留資格」とは、出入国管理及び難民認定法別表第一の上欄の在留資格をいう。

2. 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置等

【POINT】 住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の拡充

- ・ 非課税枠（1,500 万円／令和 3 年 4 月以降縮小）を令和 3 年末まで据え置く（面積要件について、住宅ローン控除と同様の措置を講ずる）。

(1) 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、次の措置を講ずる。

- ① 令和 3 年 4 月 1 日から同年 12 月 31 日までの間に住宅用家屋の新築等に係る契約を締結した場合における非課税限度額を、次のとおり、令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間の非課税限度額と同額まで引き上げる。

	現 行	改正案
消費税等の税率 10%が適用される住宅用家屋の新築等	1,200 万円	1,500 万円
上記以外の住宅用家屋の新築等	800 万円	1,000 万円

(注) 上記の非課税限度額は、耐震、省エネ又はバリアフリーの住宅用家屋に係る非課税限度額であり、一般の住宅用家屋に係る非課税限度額は、上記の非課税限度額からそれぞれ 500 万円を減じた額とする。

- ② 受贈者が贈与を受けた年分の所得税に係る合計所得金額が 1,000 万円以下である場合に限り、床面積要件の下限を 40 ㎡以上（現行：50 ㎡以上）に引き下げる。

(注) 上記の改正は、東日本大震災の被災者が直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置についても同様とする。

(注) 上記の改正は、令和3年1月1日以後に贈与により取得する住宅取得等資金に係る贈与税について適用する。

(2) 特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税制度の特例について、床面積要件の下限を40㎡以上(現行:50㎡以上)に引き下げる。

(注) 上記の改正は、令和3年1月1日以後に贈与により取得する住宅取得等資金に係る贈与税について適用する。

(3) 税務署長が納税者から提供された既存住宅用家屋等に係る不動産識別事項等を使用して、入手等をした当該既存住宅用家屋等の登記事項により床面積要件等を満たすことの確認ができた住宅を、本措置の対象となる既存住宅用家屋等に含めることとする。

(注) 上記の改正は、令和4年1月1日以後に贈与税の申告書を提出する場合について適用する。

3. 教育資金、結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置

【POINT】 教育資金、結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の見直し
・ 節税的な利用を防止する観点から、受贈者が贈与者の孫等である場合の贈与者死亡時の残高に係る相続税額への2割加算の適用等、所要の見直しを行った上、適用期限を2年延長する。

(1) 直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、次の措置を講じた上、その適用期限を2年延長する。

① 信託等があった日から教育資金管理契約の終了の日までの間に贈与者が死亡した場合(その死亡の日において、受贈者が次のいずれかに該当する場合を除く。)には、その死亡の日までの年数にかかわらず、同日における管理残額を、受贈者が当該贈与者から相続等により取得したものとみなす。

イ 23歳未満である場合

ロ 学校等に在学している場合

ハ 教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合

(注) 上記の「管理残額」とは、非課税拠出額から教育資金支出額を控除した残額をいう(②において同じ。)

② 上記①により相続等により取得したものとみなされる管理残額について、贈与者の子以外の直系卑属に相続税が課される場合には、当該管理残額に対応する相続税額を、相続税額の2割加算の対象とする。

(注) 上記①及び②の改正は、令和3年4月1日以後の信託等により取得する信託受益権等について適用する。

③ 本措置の対象となる教育資金の範囲に、1日当たり5人以下の乳幼児を保育する認可外保育施設のうち、都道府県知事等から一定の基準を満たす旨の証明書の交付を受けたものに支払われる保育料等を加える。

(注) 上記の改正は、令和3年4月1日以後に支払われる教育資金について適用する。

④ 次に掲げる申告書等の書面による提出に代えて、取扱金融機関の営業所等に対して、当該申告書等に記載すべき事項等を電磁的方法により提供することができることとする。

イ 教育資金非課税申告書

ロ 追加教育資金非課税申告書

ハ 教育資金非課税取消申告書

ニ 教育資金非課税廃止申告書

ホ 教育資金管理契約に関する異動申告書

(2) 直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、次の措置を講じた上、その適用期限を2年延長する。

① 贈与者から相続等により取得したものとみなされる管理残額について、当該贈与者の子以外の直系卑属に相続税が課される場合には、当該管理残額に対応する相続税額を、相続税額の2割加算の対象とする。

(注1) 上記の「管理残額」とは、非課税拠出額から結婚・子育て資金支出額を控除した残額をいう。

(注2) 上記の改正は、令和3年4月1日以後の信託等により取得する信託受益権等について適用する。

② 受贈者の年齢要件の下限を18歳以上（現行：20歳以上）に引き下げる。

(注) 上記の改正は、令和4年4月1日以後の信託等により取得する信託受益権等について適用する。

③ 本措置の対象となる結婚・子育て資金の範囲に、1日当たり5人以下の乳幼児を保育する認可外保育施設のうち、都道府県知事等から一定の基準を満たす旨の証明書の交付を受けたものに支払われる保育料等を加える。

(注) 上記の改正は、令和3年4月1日以後に支払われる結婚・子育て資金について適用する。

④ 次に掲げる申告書等の書面による提出に代えて、取扱金融機関の営業所等に対して、当該申告書等に記載すべき事項等を電磁的方法により提供することができることとする。

- イ 結婚・子育て資金非課税申告書
- ロ 追加結婚・子育て資金非課税申告書
- ハ 結婚・子育て資金非課税取消申告書
- ニ 結婚・子育て資金非課税廃止申告書
- ホ 結婚・子育て資金管理契約に関する異動申告書

4. 土地に係る固定資産税等の負担調整措置

【POINT】 土地に係る固定資産税等の負担調整措置

- ・ 宅地等及び農地の負担調整措置について、令和3年度から令和5年度までの間、現行の負担調整措置の仕組みを継続する。
- ・ その上で、令和3年度に限り、負担調整措置等により税額が増加する土地について、前年度の税額に据え置く特別な措置を講ずる。

土地に係る固定資産税の負担調整措置

- ① 宅地等及び農地の負担調整措置については、令和3年度から令和5年度までの間、据置年度において価格の下落修正を行う措置並びに商業地等に係る条例減額制度及び税負担急増土地に係る条例減額制度を含め、現行の負担調整措置の仕組みを継続する。
- ② その上で、令和3年度限りの措置として、次の措置を講ずる。
 - イ 宅地等（商業地等は負担水準が60%未満の土地に限り、商業地等以外の宅地等は負担水準が100%未満の土地に限る。）及び農地（負担水準が100%未満の土地に限る。）については、令和3年度の課税標準額を令和2年度の課税標準額と同額とする。
 - ロ 令和2年度において条例減額制度の適用を受けた土地について、所要の措置を講ずる。
- ③ その他所要の措置を講ずる。

■ 法人課税

1. 産業競争力の強化に係る措置

【POINT】 デジタルトランスフォーメーション（DX）投資促進税制の創設

- ・ 「つながる」デジタル環境の構築（クラウド化等）による事業変革を行う場合に、税額控除（5%・3%）又は特別償却（30%）ができる措置を創設する。

(1) デジタルトランスフォーメーション投資促進税制の創設

産業競争力強化法の改正を前提に、青色申告書を提出する法人で同法の事業適応計画（仮称）について同法の

認定を受けたものが、同法の改正法の施行の日から令和5年3月31日までの間に、その事業適応計画に従って実施される産業競争力強化法の事業適応（仮称）の用に供するためにソフトウェアの新設若しくは増設をし、又はその事業適応を実施するために必要なソフトウェアの利用に係る費用（繰延資産となるものに限る。）の支出をした場合には、次の措置を講ずる（所得税についても同様とする。）。

- ① 取得等をして国内にある事業の用に供した事業適応設備の取得価額の30%の特別償却とその取得価額の3%（グループ外の事業者とデータ連携をする場合には、5%）の税額控除との選択適用ができることとする。
- ② 上記の繰延資産の額の30%の特別償却とその繰延資産の額の3%（グループ外の事業者とデータ連携をする場合には、5%）の税額控除との選択適用ができることとする。

ただし、税額控除における控除税額は、カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の税額控除制度による控除税額との合計で当期の法人税額の20%を上限とする。

（注1）上記の「事業適応設備」とは、事業適応計画に従って実施される事業適応（生産性の向上又は需要の開拓に特に資するものとして主務大臣の確認を受けたものに限る。）の用に供するために新設又は増設をするソフトウェア並びにそのソフトウェア又はその事業適応を実施するために必要なソフトウェアとともに事業適応の用に供する機械装置及び器具備品をいい、開発研究用資産を除く。

（注2）上記の「グループ」とは、会社法上の親子会社関係にある会社によって構成されるグループをいう。

（注3）対象資産の取得価額及び対象繰延資産の額の合計額のうち本制度の対象となる金額は300億円を限度とする。

【POINT】 活発な研究開発を維持するための研究開発税制の見直し

- ・厳しい経営環境にあっても研究開発投資を増加させる企業の税額控除の上限を引き上げる（現行：25%→30%）とともに、インセンティブを高めるための控除率カーブの見直し及び控除率の下限の引下げ（現行：6%→2%）を行う。
- ・クラウド環境で提供するソフトウェアなどの試験研究に要した費用について、研究開発税制の対象とするほか、所要の見直しを行う。

（2）試験研究を行った場合の税額控除制度（研究開発税制）について、次の見直しを行う（所得税についても同様とする。）。

- ① 試験研究費の総額に係る税額控除制度について、次の見直しを行う。
 - イ 税額控除率を次のとおり見直し、その下限を2%（現行：6%）に引き下げた上、その上限を14%（原則：10%）とする特例の適用期限を2年延長する。

（イ）増減試験研究費割合が9.4%超

$$10.145\% + (\text{増減試験研究費割合} - 9.4\%) \times 0.35$$

（ロ）増減試験研究費割合が9.4%以下

$$10.145\% - (9.4\% - \text{増減試験研究費割合}) \times 0.175$$

ロ 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する各事業年度のうち基準年度比売上金額減少割合が2%以上であり、かつ、試験研究費の額が基準年度試験研究費の額を超える事業年度（研究開発を行う一定のベンチャー企業の控除税額の特例の適用を受ける事業年度を除く。）の控除税額の上限に当期の法人税額の5%を上乗せする。

（注1）上記の「基準年度比売上金額減少割合」とは、当期の売上金額が令和2年2月1日前に最後に終了した事業年度の売上金額に満たない場合のその満たない部分の金額のその最後に終了した事業年度の売上金額に対する割合をいう。

（注2）上記の「基準年度試験研究費の額」とは、令和2年2月1日前に最後に終了した事業年度の試験研究費の額をいう。

ハ 試験研究費の額が平均売上金額の10%を超える場合における税額控除率の特例及び控除税額の上限の上乗せ特例の適用期限を2年延長する。

- ② 中小企業技術基盤強化税制について、次の見直しを行う。

イ 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する各事業年度のうち基準年度比売上金額減少割合が2%以上であり、かつ、試験研究費の額が基準年度試験研究費の額を超える事業年度の控除税額の上限

に当期の法人税額の5%を上乗せする。

ロ 増減試験研究費割合が8%を超える場合の特例を増減試験研究費割合が9.4%を超える場合に次のとおりとする特例に見直した上、その適用期限を2年延長する。

(イ) 税額控除率(12%)に、増減試験研究費割合から9.4%を控除した割合に0.35を乗じて計算した割合を加算する。

(ロ) 控除税額の上限に当期の法人税額の10%を上乗せする。

ハ 試験研究費の額が平均売上金額の10%を超える場合における税額控除率の特例及び試験研究費の額が平均売上金額の10%を超える場合(上記ロの適用がある場合を除く。)における控除税額の上限の上乗せ特例の適用期限を2年延長する。

(注) 税額控除率は、17%を上限とする(現行と同じ。)

③ 特別試験研究費の額に係る税額控除制度について、次の見直しを行う。

イ 対象となる特別試験研究費の額に、国立研究開発法人の外部化法人との共同研究及び国立研究開発法人の外部化法人への委託研究に要する費用の額を加え、その税額控除率を25%とする。

(注1) 共同研究及び委託研究の範囲は、出資後10年以内に限定しないことを除き、研究開発型ベンチャー企業との共同研究及び研究開発型ベンチャー企業への委託研究と同様とする。

(注2) 関係法令の改正を前提に、国立大学、大学共同利用機関及び公立大学の外部化法人との共同研究並びに国立大学、大学共同利用機関及び公立大学の外部化法人への委託研究についても同様とする。

ロ 特別試験研究費の対象となる特別研究機関等との共同研究及び特別研究機関等への委託研究について、特別研究機関等の範囲に人文系の研究機関を加える。

ハ その事業年度における特別試験研究費の額であることの共同研究の相手方の確認について、第三者が作成した報告書等によって確認することが可能であることを明確化する等の運用の改善を行う。

ニ 特別試験研究費の対象となる大学等との共同研究及び大学等への委託研究について、契約上の試験研究費の総見込額が50万円を超えるものに限定する。

(注) 中小企業者(適用除外事業者に該当するものを除く。)及び農業協同組合等については現行どおりとする。

ホ 特別試験研究費の対象となる特定中小企業者等への委託研究について、次の要件を満たすものに限定する。

(イ) 受託者の委託に基づき行う業務がその受託者において試験研究に該当するものであること。

(ロ) 委託に係る委任契約等(契約又は協定で、委任又は準委任の契約その他これに準ずるものに該当するものをいう。)において、その委託して行う試験研究の目的とする成果をその委託に係る委任契約等に基づき委託法人が取得するものとされていること。

【POINT】 コロナ禍を踏まえた賃上げ及び投資の促進に係る税制の見直し

・雇用環境の悪化に対応するため、新規雇用拡大・教育訓練支援に着目した形に見直しを行う。

(3) 給与等の引上げ及び設備投資を行った場合の税額控除制度を見直し、青色申告書を提出する法人が、令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する各事業年度において国内新規雇用者に対して給与等を支給する場合において、新規雇用者給与等支給額の新規雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が2%以上であるときは、控除対象新規雇用者給与等支給額の15%の税額控除ができる制度とする。この場合において、教育訓練費の額の比較教育訓練費の額に対する増加割合が20%以上であるときは、控除対象新規雇用者給与等支給額の20%の税額控除ができることとする。ただし、控除税額は、当期の法人税額の20%を上限とする(所得税についても同様とする。)

(注1) 設立事業年度は対象外とする。

(注2) 上記の「新規雇用者給与等支給額」とは、国内の事業所において新たに雇用した雇用保険法の一般被保険者(支配関係がある法人から異動した者及び海外から異動した者を除く。)に対してその雇用した日から1年以内に支給する給与等の支給額をいい、上記の「新規雇用者比較給与等支給額」とは、前期の新規雇用者給与等支給額をいう。

(注3) 上記の「控除対象新規雇用者給与等支給額」とは、国内の事業所において新たに雇用した者(支配関係がある法人から異動した者及び海外から異動した者を除く。)に対してその雇用した日から1年以内に支給する給

与等の支給額をいう。ただし、雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した金額を上限とするとともに、地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の税額控除制度の適用がある場合には、所要の調整を行う。

(注4) 比較教育訓練費の額は、前期の教育訓練費の額とする。

(注5) 給与等の支給額から控除する「給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額」について、その範囲を明確化するとともに、新規雇用者給与等支給額及び新規雇用者比較給与等支給額からは雇用調整助成金及びこれに類するものの額を控除しないこととする。

【POINT】 繰越欠損金の控除上限の特例

・コロナ禍の厳しい経営環境の中、赤字であっても果敢に前向きな投資（※）を行う企業に対し、その投資額の範囲内で、最大5年間、繰越欠損金の控除限度額を最大100%（現行：所得の金額の50%）とする特例を創設する。

（※）カーボンニュートラル、DX、事業再構築・再編等

(4) 繰越欠損金の控除上限の特例の創設

産業競争力強化法の改正を前提に、青色申告書を提出する法人で同法の改正法の施行の日から同日以後1年を経過する日までの間に産業競争力強化法の事業適応計画（仮称）の認定を受けたもののうちその事業適応計画に従って同法の事業適応（仮称）を実施するものの適用事業年度において特例対象欠損金額がある場合には、その特例対象欠損金額については、欠損金の繰越控除前の所得の金額（その所得の金額の50%を超える部分については、累積投資残額に達するまでの金額に限る。）の範囲内で損金算入できることとする。

(注1) 事業適応は、経済社会情勢の著しい変化に対応して行うものとして一定の基準に該当するものに限る。

(注2) 上記の「適用事業年度」とは、次のいずれにも該当する事業年度をいう。

- ① 基準事業年度（特例対象欠損金額が生じた事業年度のうちその開始の日が最も早い事業年度後の事業年度で所得の金額が生じた最初の事業年度をいう。）開始の日以後5年以内に開始した事業年度であること。
- ② 事業適応計画の実施時期を含む事業年度であること。
- ③ 令和8年4月1日以前に開始する事業年度であること。

(注3) 上記の「特例対象欠損金額」とは、令和2年4月1日から令和3年4月1日までの期間内の日を含む事業年度（一定の場合には、令和2年2月1日から同年3月31日までの間に終了する事業年度及びその翌事業年度）において生じた青色欠損金額をいう。

(注4) 上記の「累積投資残額」とは、事業適応計画に従って行った投資の額から既に本特例により欠損金の繰越控除前の所得の金額の50%を超えて損金算入した欠損金額に相当する金額を控除した金額をいう。

2. カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の創設

【POINT】 カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の創設

・カーボンニュートラルに向け、脱炭素化効果の高い先進的な投資（化合物パワー半導体等の生産設備への投資、生産プロセスの脱炭素化を進める投資）について、税額控除（10%・5%）又は特別償却（50%）ができる措置を創設する。

産業競争力強化法の改正を前提に、青色申告書を提出する法人で同法の中長期環境適応計画（仮称）について同法の認定を受けたものが、同法の改正法の施行の日から令和6年3月31日までの間に、その中長期環境適応計画に記載された産業競争力強化法の中長期環境適応生産性向上設備（仮称）又は中長期環境適応需要開拓製品生産設備（仮称）の取得等をして、国内にある事業の用に供した場合には、その取得価額の50%の特別償却とその取得価額の5%（温室効果ガスの削減に著しく資するものにあつては、10%）の税額控除との選択適用ができることとする。ただし、税額控除における控除税額は、デジタルトランスフォーメーション投資促進税制の税額控除制度による控除税額との合計で当期の法人税額の20%を上限とする（所得税についても同様とする。）。

(注1) 上記の「中長期環境適応生産性向上設備」とは、生産工程の効率化による温室効果ガスの削減その他の中長期環境適応（仮称）に用いられる一定の設備をいう。

(注2) 上記の「中長期環境適応需要開拓製品生産設備」とは、中長期環境適応に用いられる製品であって、温室効果ガスの削減に資する事業活動に特に寄与する製品その他の我が国事業者による新たな需要の開拓に寄与することが見込まれる製品として主務大臣が定める製品の生産に専ら使用される設備をいう。

(注3) 対象資産の取得価額の合計額のうち本制度の対象となる金額は500億円を限度とする。

3. 株式対価M&Aを促進するための措置の創設

【POINT】 株式対価M&Aを促進するための措置の創設

・自社株式を対価として、対象会社株主から対象会社株式を取得するM&Aについて、対象会社株主の譲渡損益に対する課税を繰り延べる措置を講ずる。

法人が、会社法の株式交付により、その有する株式を譲渡し、株式交付親会社の株式等の交付を受けた場合には、その譲渡した株式の譲渡損益の計上を繰り延べることとする（所得税についても同様とする。）。

(注1) 対価として交付を受けた資産の価額のうち株式交付親会社の株式の価額が80%以上である場合に限ることとし、株式交付親会社の株式以外の資産の交付を受けた場合には株式交付親会社の株式に対応する部分の譲渡損益の計上を繰り延べる。

(注2) 株式交付親会社の確定申告書の添付書類に株式交付計画書及び株式交付に係る明細書を加える（株式交換及び株式移転についても同様とする。）とともに、その明細書に株式交付により交付した資産の数又は価額の算定の根拠を明らかにする事項を記載した書類を添付することとする。

(注3) 外国法人の本措置の適用については、その外国法人の恒久的施設において管理する株式に対応して株式交付親会社の株式の交付を受けた部分に限る。

4. 国際金融都市に向けた税制上の措置

【POINT】 国際金融都市に向けた税制上の措置

・投資運用業を主業とする非上場の非同族会社等の役員に対し支払われる業績連動給与について、一定の要件の下、損金算入を可能とする。

金融商品取引法の改正を前提に、青色申告書を提出する法人で特定投資運用業者に該当するものが令和3年4月1日から令和8年3月31日までの間に開始する各事業年度（同法の改正法の施行の日以後に終了する事業年度に限る。）においてその業務執行役員に対して業績連動給与を支給する場合において、投資家の事前承認要件を満たすときは、その業績連動給与に係る役員給与の損金不算入制度の適用については、その法人が提出した金融商品取引法の事業報告書で金融庁長官によりインターネットに公表されたものは、利益に関する指標等が記載されるべき有価証券報告書とみなすとともに、その法人が、その業績連動給与に係る算定方法の内容を、報酬委員会における決定等の手続終了の日以後遅滞なく、その事業報告書に記載して提出し、かつ、同法の説明書類に記載して公衆の縦覧に供し、又は公表した場合には、算定方法の内容が有価証券報告書等で開示されていることとの要件を満たすこととする。

(注1) 上記の「特定投資運用業者」とは、その事業年度の収益の額の合計額のうち占める次の業務に係る収益の額の合計額の割合が75%以上である法人（有価証券報告書提出会社及びその完全子法人を除く。）をいう。

- ① 金融商品取引業者等の投資運用業
- ② 特例業務届出者の適格機関投資家等特例業務
- ③ 海外投資家等特例業務届出者（仮称）の海外投資家等特例業務（仮称）
- ④ 届出をして移行期間特例業務（仮称）を行う者の移行期間特例業務

(注2) 業績連動給与は、その運用財産の運用として行った取引により生ずる利益

に関する指標を基礎とした客観的なものに限る。

(注3) 上記の「投資家の事前承認要件」とは、次のいずれかの要件を満たすことをいう。

- ① その運用財産に係るファンド契約書等においてその業績連動給与を支給する旨及びその算定方法を記載すること。
- ② 本制度の適用を受けようとする事業年度開始前にその運用財産に係る投資事業有限責任組合の組合員の集会等においてその業績連動給与を支給する旨及びその算定方法についての報告が行われ、かつ、その議事録にその報告につき組合員等から異議があった旨の記載又は記録がないこと。

5. 中小企業向け投資促進税制等

【POINT】 中小企業向け投資促進税制等の延長

・中小企業者等の法人税の軽減税率の特例及び中小企業投資促進税制等を延長するとともに、商業・サービス業・農林水産業活性化税制の対象業種を中小企業投資促進税制に統合する。

(1) 中小企業者等の法人税の軽減税率の特例の適用期限を2年延長する。

(2) 中小企業投資促進税制について、次の見直しを行った上、その適用期限を2年延長する(所得税についても同様とする)。

- ① 対象となる指定事業に次の事業を加える。
 - イ 不動産業
 - ロ 物品賃貸業
 - ハ 料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する事業(生活衛生同業組合の組合員が行うものに限る。)
- ② 対象となる法人に商店街振興組合を加える。
- ③ 対象資産から匿名組合契約等の目的である事業の用に供するものを除外する。

6. 所得拡大促進税制の見直し

【POINT】 所得拡大促進税制の見直し

・雇用者全体の給与等支給額に着目した要件に見直す。

中小企業における所得拡大促進税制について、次の見直しを行った上、その適用期限を2年延長する(所得税についても同様とする)。

(1) 適用要件のうち、継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が1.5%以上であることとの要件を、雇用者給与等支給額の比較雇用者給与等支給額に対する増加割合が1.5%以上であることとの要件に見直す。

(2) 税額控除率が25%となる要件のうち、継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が2.5%以上であることとの要件を、雇用者給与等支給額の比較雇用者給与等支給額に対する増加割合が2.5%以上であることとの要件に見直す。

(注) 給与等の支給額から控除する「給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額」について、その範囲を明確化するとともに、次の見直しを行う。

- ① 上記(1)及び(2)の要件を判定する場合には、雇用調整助成金及びこれに類するものの額を控除しないこととする。
- ② 税額控除率を乗ずる基礎となる雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した金額は、雇用調

整助成金及びこれに類するものの額を控除して計算した金額を上限とする。

7. 中小企業の経営資源の集約化に資する税制の創設

【POINT】 中小企業の経営資源の集約化に資する税制の創設

・ M & A を実施する中小企業者の投資リスクに備える準備金制度を創設するとともに、前向きな投資を推進するための措置等を講ずる。

中小企業等経営強化法の改正を前提に、青色申告書を提出する中小企業者（適用除外事業者に該当するものを除く。）のうち同法の改正法の施行の日から令和6年3月31日までの間に中小企業等経営強化法の経営力向上計画（経営資源集約化措置（仮称）が記載されたものに限る。）の認定を受けたものが、その認定に係る経営力向上計画に従って他の法人の株式等の取得（購入による取得に限る。）をし、かつ、これをその取得の日を含む事業年度終了の日まで引き続き有している場合（その株式等の取得価額が10億円を超える場合を除く。）において、その株式等の価格の低落による損失に備えるため、その株式等の取得価額の70%以下の金額を中小企業事業再編投資損失準備金として積み立てたときは、その積み立てた金額は、その事業年度において損金算入できることとする。

この準備金は、その株式等の全部又は一部を有しなくなった場合、その株式等の帳簿価額を減額した場合等において取り崩すほか、その積み立てた事業年度終了の日の翌日から5年を経過した日を含む事業年度から5年間でその経過した準備金残高の均等額を取り崩して、益金算入する。

（注）上記の「中小企業者」とは、中小企業等経営強化法の中小企業者等であって租税特別措置法の中小企業者に該当するものをいう。

■ 消費課税

1. 車体課税の見直し

【POINT】 車体課税

・ 自動車重量税のエコカー減税及び自動車税・軽自動車税の環境性能割について、新たな2030年度燃費基準の下での区分の見直し等、所要の措置を講ずる。

・ 環境性能割の臨時的軽減について、適用期限を9か月延長し、令和3年末までの取得を対象とする。この措置による減収については、全額国費で補填する。

・ グリーン化特例（軽課）は、重点化等を行った上で2年間延長する。

排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車に係る自動車重量税の免税等の特例措置（いわゆる「自動車重量税のエコカー減税」）について、次の見直しを行った上、その適用期限を2年延長する。

（1）乗用自動車（軽油自動車を除く。）

① 自動車重量税を免除し、又は税率を50%若しくは25%軽減する自動車に係る燃費性能に関する要件を次のとおりとする。

現 行	改正案
令和2年度燃費基準に対する達成の程度が140%以上であるもの	令和12年度燃費基準に対する達成の程度が90%以上であるもの（令和2年度燃費基準を達成しているものに限る。）
令和2年度燃費基準に対する達成の程度が120%以	令和12年度燃費基準に対する達成の程度が75%以

上であるもの	上であるもの（令和 2 年度燃費基準を達成しているものに限る。）
令和 2 年度燃費基準を達成しているもの	令和 12 年度燃費基準に対する達成の程度が 60%以上であるもの（令和 2 年度燃費基準を達成しているものに限る。）

② 新車に係る新規検査後に受ける最初の継続検査等の際に納付すべき自動車重量税を免除する自動車は、令和 12 年度燃費基準に対する達成の程度が 120%以上であるものとする。

(2) 乗用自動車（軽油自動車に限る。）

① 新車に係る新規検査の際に納付すべき自動車重量税を免除する自動車は、令和 2 年度燃費基準を達成しているものとする。

(注) 上記の改正は、令和 4 年 5 月 1 日から施行する。

② 新車に係る新規検査後に受ける最初の継続検査等の際に納付すべき自動車重量税を免除する自動車は、令和 12 年度燃費基準に対する達成の程度が 120%以上であるものとする。

(3) バス（車両総重量が 3.5 t 以下の揮発油自動車及び軽油自動車に限る。）

① 揮発油自動車のうち、平成 30 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 30 年排出ガス基準値より 50%以上窒素酸化物の排出量が少ないもの又は平成 17 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 17 年排出ガス基準値より 75%以上窒素酸化物の排出量が少ないもの及び軽油自動車のうち、平成 30 年排出ガス規制に適合するもの又は平成 21 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 21 年排出ガス基準値より 10%以上窒素酸化物等の排出量が少ないものに係る本措置の適用については、次のとおりとする。

イ 令和 2 年度燃費基準に対する達成の程度が 105%以上である自動車について、新車に係る新規検査の際に納付すべき自動車重量税を免除する。

ロ 令和 2 年度燃費基準を達成している自動車について、新車に係る新規検査の際に納付すべき自動車重量税の税率を 75%軽減する。

② 揮発油自動車のうち、平成 30 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 30 年排出ガス基準値より 25%以上窒素酸化物の排出量が少ないもの又は平成 17 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 17 年排出ガス基準値より 50%以上窒素酸化物の排出量が少ないもの及び軽油自動車のうち平成 21 年排出ガス規制に適合するものに係る本措置の適用については、次のとおりとする。

イ 令和 2 年度燃費基準に対する達成の程度が 110%以上である自動車について、新車に係る新規検査の際に納付すべき自動車重量税を免除する。

ロ 令和 2 年度燃費基準に対する達成の程度が 105%以上である自動車について、新車に係る新規検査の際に納付すべき自動車重量税の税率を 75%軽減する。

ハ 令和 2 年度燃費基準を達成している自動車について、新車に係る新規検査の際に納付すべき自動車重量税の税率を 50%軽減する。

(4) その他所要の措置を講ずる。

自動車税環境性能割

(1) 令和元年 10 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間に取得した自家用乗用車に係る環境性能割について、次のとおり税率 1%分を軽減する特例措置の適用期限を 9 月延長する。

また、この措置による減収については、全額国費で補填する。

本措置を講ずる前の税率	本措置を講じた後の税率等
1%	非課税
2%	1%
3%	2%

(2) その他所要の措置を講ずる。

自動車税種別割

(1) 種別割において講じている燃費性能等の優れた自動車の税率を軽減し、一定年数を経過した自動車の税率を重くする特例措置（いわゆる「種別割のグリーン化特例」）について、次のとおり適用期限を2年延長する。

① 種別割のグリーン化特例（軽課）

令和3年度及び令和4年度に新車新規登録を受けた自動車について、以下のとおり、当該登録の翌年度に特例措置を講ずる。

イ 自家用乗用車の税率を概ね100分の75軽減する特例措置について、軽油自動車を適用対象から除外し、電気自動車、天然ガス自動車及びプラグインハイブリッド自動車に限った措置とする。

ロ 次に掲げる自動車（自家用乗用車を除く。）について、税率を概ね100分の75軽減する。

（イ）電気自動車

（ロ）天然ガス自動車で平成30年排出ガス規制に適合するもの又は平成21年排出ガス規制に適合し、かつ、平成21年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物の排出量が少ないもの

（ハ）プラグインハイブリッド自動車

（ニ）平成30年排出ガス規制に適合し、かつ、平成30年排出ガス基準値より50%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車又は平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車のうち、令和12年度燃費基準に対する達成の程度が90%以上であり、かつ、令和2年度燃費基準を達成しているもの（揮発油又は液化石油ガスを内燃機関の燃料とする営業用乗用車に限る。）

（ホ）平成30年排出ガス規制又は平成21年排出ガス規制に適合する自動車のうち、令和12年度燃費基準に対する達成の程度が90%以上であり、かつ、令和2年度燃費基準を達成しているもの（軽油を内燃機関の燃料とする営業用乗用車に限る。）

ハ 次に掲げる自動車について、税率を概ね100分の50軽減する。

（イ）平成30年排出ガス規制に適合し、かつ、平成30年排出ガス基準値より50%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車又は平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車のうち、令和12年度燃費基準に対する達成の程度が70%以上であり、かつ、令和2年度燃費基準を達成しているもの（揮発油又は液化石油ガスを内燃機関の燃料とする営業用乗用車に限る。）

（ロ）平成30年排出ガス規制又は平成21年排出ガス規制に適合する自動車のうち、令和12年度燃費基準に対する達成の程度が70%以上であり、かつ、令和2年度燃費基準を達成しているもの（軽油を内燃機関の燃料とする営業用乗用車に限る。）

② 種別割のグリーン化特例（重課）

現行のグリーン化特例（重課）の適用期限を2年延長し、令和4年度分及び令和5年度分を特例措置の対象とする。

(2) その他所要の措置を講ずる。

2. その他

【POINT】 金密輸に対応するための消費税の仕入税額控除制度の見直し

・金又は白金の地金の課税仕入れに係る仕入税額控除の要件として保存することとされている本人確認書類のうち、一定の書類をその対象から除外する。

金又は白金の地金の課税仕入れに係る仕入税額控除の要件として保存することとされている消費税法上の本人確認書類のうち、在留カードの写し並びに国内に住所を有しない者の旅券の写し及びその他これらに類する書類をその対象から除外する。

（注）上記の改正は、令和3年10月1日以後に国内において事業者が行う課税仕入れについて適用する。

■ 国際課税

1. 国際金融都市に向けた税制上の措置

【POINT】 国際金融都市に向けた税制上の措置

・リミテッド・パートナーシップの投資家である外国組員に対する課税の特例について、持分割合要件等の見直しを行う。

外国組員に対する課税の特例について、次の措置を講ずる。

(1) 特例適用投資組合契約を締結している外国組員が組合契約（当該特例適用投資組合契約を除く。）を締結している場合における当該特例適用投資組合契約に係る組合財産（以下「投資組合財産」という。）に対する持分割合の要件について、当該特例適用投資組合契約を直接に締結している組合に係る組合契約（以下「特定組合契約」といい、次に掲げる要件を満たすものに限る。）に係る組合財産として当該投資組合財産に対する持分を有する者（当該外国組員及び当該外国組員と特殊の関係のある者（以下「外国組員等」という。）を除く。）の持分割合を除外して判定する。

- ① 当該特定組合契約に係る組合財産に対する当該外国組員等（当該特定組合契約を直接に締結している組合に係る組合契約に係る組合財産に対する当該外国組員等の持分割合が25%以上である等の場合には、当該組合契約に係る組合財産に対する持分を有する者（当該外国組員等を除く。）を含む。）の持分割合の合計が25%未満であること。
- ② 当該特定組合契約に係る組合財産として当該投資組合財産に対する持分を有する者が当該特例適用投資組合契約に基づいて行う事業に係る重要な業務の執行に関する行為を行わないこと。

(2) 特例適用申告書等の提出手続について、次の措置を講ずる。

- ① 特例適用申告書等及び特例適用投資組合契約等の契約書の写し等の配分の取扱者に対する書面による提出に代えて、配分の取扱者に対してこれらの書類に記載すべき事項の電磁的方法による提供を行うことができることとする。この場合において、当該提供があったときは、これらの書類の提出があったものとみなす。
- ② 配分の取扱者が特例適用申告書等の写しを作成し、当該特例適用申告書等の写しを保存することに代えて、当該特例適用申告書等に記載すべき事項を記録した電磁的記録を作成し、当該電磁的記録を保存することができることとする。

(3) 特例適用申告書及び特例適用投資組合契約等の契約書の写し等を5年ごとに提出することとする。

(4) その他所要の措置を講ずる。

■ 東日本大震災からの復興支援のための税制

1. 法人課税

【POINT】 復興支援のための税制上の措置

・福島国際研究産業都市区域の15市町村を対象とした福島イノベーション・コースト構想の推進に係る特例及び特定風評被害による経営への影響に対処するための特定事業活動に係る特例の創設等を行う。

福島復興再生特別措置法の改正に伴い、次の制度を創設する（所得税についても同様とする。）。

① 新産業創出等推進事業促進区域において機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度

福島復興再生特別措置法の新産業創出等推進事業実施計画の認定を受けた法人が、福島県知事の作成する新産業創出等推進事業促進計画の提出のあった日から令和8年3月31日までの間に、その新産業創出等推進事業促進計画に定められた新産業創出等推進事業促進区域内において新産業創出等推進事業の用に供する施設又は設備の新設又は増設をする場合において、その新設又は増設に係る一定の機械装置、器具備品、建物等及び構築物の取得等をして、その新産業創出等推進事業の用に供したときは、その普通償却限度額との合計でその取得価額まで（建物等及び構築物については、それぞれその取得価額の25%）の特別償却とその取得価額の15%（建物等及び構築物については、8%）の税額控除との選択適用ができることとする。ただし、税額控除における控除税額は当期の法人税額の20%を上限とし、控除限度超過額は4年間の繰越しができる。

（注）復興産業集積区域に係る特別償却若しくは税額控除制度、企業立地促進区域に係る特別償却若しくは税額控除制度、上記①若しくは②の制度、避難解除区域等に係る特別償却若しくは税額控除制度又は再投資等準備金制度との選択適用とする。

② 新産業創出等推進事業促進区域において避難対象雇用者等又は特定雇用者を雇用した場合の税額控除制度

福島県知事の作成する新産業創出等推進事業促進計画の提出のあった日から令和8年3月31日までの間に福島復興再生特別措置法の新産業創出等推進事業実施計画の認定を受けた法人が、その認定を受けた日から同日以後5年を経過する日までの期間内の日を含む各事業年度のその期間内において、その新産業創出等推進事業促進計画に定められた新産業創出等推進事業促進区域内に所在する新産業創出等推進事業を行う事業所に勤務する避難対象雇用者等又は特定雇用者に対して給与等を支給する場合には、その支給する給与等の額（研究開発税制の適用を受ける給与等の額を除く。）のうちその各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されるものの15%の税額控除ができることとする。ただし、控除税額は当期の法人税額の20%を上限とする。

（注1）上記の「特定雇用者」とは、次の者（避難対象雇用者等を除く。）をいう。

- イ 平成23年3月11日において福島国際研究産業都市区域内に所在する事業所に勤務していた者又は同日において福島国際研究産業都市区域内に居住していた者
- ロ その法人が行う新産業創出等推進事業に関する専門的な知識及び技能を必要とする業務に新たに従事する者（上記イの者を除く。）

（注2）復興産業集積区域に係る特別償却若しくは税額控除制度、企業立地促進区域に係る特別償却若しくは税額控除制度、上記①から③までの制度、避難解除区域等に係る特別償却若しくは税額控除制度、再投資等準備金制度、地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の税額控除制度又は上記三1（3）若しくは7の制度との選択適用とする。

③ 新産業創出等推進事業促進区域における開発研究用資産の特別償却制度等

- イ 福島復興再生特別措置法の新産業創出等推進事業実施計画の認定を受けた法人が、福島県知事の作成する新産業創出等推進事業促進計画の提出のあった日から令和8年3月31日までの間に、開発研究用資産の取得等をして、その新産業創出等推進事業促進計画に定められた新産業創出等推進事業促進区域内において開発研究の用に供した場合には、その開発研究用資産の普通償却限度額との合計でその取得価額までの特別償却ができることとする。

- ロ 上記イの適用を受ける法人が研究開発税制の適用を受ける場合には、その開発研究用資産の減価償却費は、特別試験研究費として取り扱うこととする。

■ 納税環境整備

1. 税務関係書類における押印義務の見直し

【POINT】 税務関係書類における押印義務の見直し

・ 税務署長等に提出する国税関係書類において、実印・印鑑証明書を求めている手続等を除き、押印義務を廃止する。

（※）地方公共団体の長に提出する地方税関係書類についても同様とする。

提出者等の押印をしなければならないこととされている税務関係書類について、次に掲げる税務関係書類を除き、押印を要しないこととするほか、所要の措置を講ずる。

- (1) 担保提供関係書類及び物納手続関係書類のうち、実印の押印及び印鑑証明書の添付を求めている書類
 - (2) 相続税及び贈与税の特例における添付書類のうち財産の分割の協議に関する書類
- (注1) 国税犯則調査手続における質問調書等への押印については、刑事訴訟手続に準じた取扱いとする。
(注2) 上記の改正は、令和3年4月1日以後に提出する税務関係書類について適用する。

(注3) 上記の改正の趣旨を踏まえ、押印を要しないこととする税務関係書類については、施行日前においても、運用上、押印がなくとも改めて求めないこととする。

2. 電子帳簿等保存制度の見直し

【POINT】 電子帳簿等保存制度の見直し等

・ 経理の電子化による生産性の向上、テレワークの推進、クラウド会計ソフト等の活用による記帳水準の向上に資するため、帳簿書類を電子的に保存する際の手続を抜本的に見直す。また、スキャナ保存制度については、ペーパーレス化を一層促進する観点から、手続き・要件を大幅に緩和するとともに、電子データの改ざん抑止のための措置を講ずる。

(1) 国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存制度について、次の見直しを行う。

- ① 承認制度を廃止する。
- ② 国税関係帳簿書類（国税関係帳簿については、正規の簿記の原則に従って記録されるものに限る。②において同じ。）について、自己が一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、次に掲げる要件に従って、その国税関係帳簿書類に係る電磁的記録の保存を行うことができることとする。
 - イ 電子計算機処理システムの概要書その他一定の書類の備付けを行うこと。
 - ロ 電子計算機、プログラム、ディスプレイ及びプリンタ並びにこれらの操作説明書等を備え付け、ディスプレイの画面等に、整然とした形式及び明瞭な状態で、速やかに出力することができること。
 - ハ 国税庁等の当該職員の質問検査権に基づくその国税関係帳簿書類に係る電磁的記録のダウンロードの求めがある場合には、これに応じることとする。
- ③ 上記②イ及びロの要件、現行の訂正等履歴要件及び相互関連性要件並びに下記(2)④の見直し後と同様の検索要件の全てを満たして一定の国税関係帳簿に係る電磁的記録の保存等を行う者（その旨の届出書をあらかじめ提出した者に限る。）のその電磁的記録に記録された事項に関し所得税、法人税又は消費税に係る修正申告又は更正があった場合（申告漏れについて、隠蔽し、又は仮装された事実がある場合を除く。）には、その記録された事項に関し生じた申告漏れに課される過少申告加算税の額については、通常課される過少申告加算税の額から当該申告漏れに係る所得税、法人税又は消費税の5%に相当する金額を控除した金額とする。

(注) 上記の「一定の国税関係帳簿」とは、所得税若しくは法人税の青色申告者が保存しなければならないこととされる仕訳帳、総勘定元帳その他必要な帳簿又は消費税の事業者が保存しなければならないこととされる帳簿をいう。
- ④ 上記の改正に伴い、所得税の青色申告特別控除の控除額65万円の適用要件について、仕訳帳及び総勘定元帳につき国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存制度の要件を満たす電磁的記録の保存等を行っていることを、仕訳帳及び総勘定元帳につき上記③の要件を満たす電磁的記録の保存等を行っていることとするほか、所要の措置を講ずる。

(2) 国税関係書類に係るスキャナ保存制度について、次の見直しを行う。

- ① 承認制度を廃止する。
- ② タイムスタンプ要件について、付与期間（現行：3日以内）を記録事項の入力期間（最長約2月以内）と同様とするとともに、受領者等がスキャナで読み取る際に行う国税関係書類への自署を不要とするほか、電磁的記録について訂正又は削除を行った事実及び内容を確認することができるシステム（訂正又は削除を行うことができないシステムを含む。）において、その電磁的記録の保存を行うことをもって、タイムスタンプの付与

に代えることができることとする。

- ③ 適正事務処理要件（相互けん制、定期的な検査及び再発防止策の社内規程整備等をいう。）を廃止する。
- ④ 検索要件について、検索項目を取引等の年月日、取引金額及び取引先に限定するとともに、保存義務者が国税庁等の当該職員の質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じることとする場合にあっては、範囲指定及び項目を組み合わせ設定できる機能の確保を不要とする。

（３）電子取引（取引情報の授受を電磁的方式により行う取引をいう。以下同じ。）の取引情報に係る電磁的記録の保存制度について、次の見直しを行う。

- ① タイムスタンプ要件について、付与期間（現行：遅滞なく）を上記（２）②の見直し後と同様の期間とする。
- ② 検索要件について、上記（２）④と同様の措置を講ずることに加え、判定期間における売上高が1,000万円以下である保存義務者が上記（２）④の求めに応じることとする場合にあっては、検索要件の全てを不要とする。

（注）上記の「判定期間」とは、個人事業者にあつては電子取引が行われた日の属する年の前々年の1月1日から12月31日までの期間をいい、法人にあつては電子取引が行われた日の属する事業年度の前々事業年度をいう。

（４）国税関係書類に係るスキャナ保存制度並びに申告所得税、法人税及び消費税における電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存制度について、次のとおり電磁的記録の適正な保存を担保するための措置を講ずる。

- ① スキャナ保存が行われた国税関係書類の保存義務者又は申告所得税、法人税及び消費税における電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存義務者のその電磁的記録に記録された事項に関し、隠蔽し、又は仮装された事実に基づき期限後申告若しくは修正申告又は更正若しくは決定等があつた場合には、その記録された事項に関し生じた申告漏れ等に課される重加算税の額については、通常課される重加算税の額に当該申告漏れ等に係る本税の10%に相当する金額を加算した金額とする。

- ② スキャナ保存が行われた国税関係書類の電磁的記録並びに申告所得税及び法人税における電子取引の取引情報に係る電磁的記録について、次のとおりとする。

イ スキャナ保存が行われた国税関係書類の保存義務者は、上記（２）②から④までの見直し後の要件を含めた保存要件を満たさない電磁的記録についても、保存しなければならないこととする。

ロ 申告所得税及び法人税における電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存義務者が行う当該電磁的記録の出力書面等の保存をもって当該電磁的記録に代えることができる措置は、廃止する。

ハ 上記（２）②から④まで又は上記（３）①及び②の見直し後の要件を含めた保存要件を満たさない電磁的記録については、国税関係書類等と扱わないこととするとともに、災害その他やむを得ない事情により、当該保存要件に従って当該電磁的記録の保存をすることができなかつたことを証明した場合には、その事情が生じた日以後については、当該保存要件を不要とする。

（５）その他所要の措置を講ずる。

（注１）上記の改正は令和４年１月１日から施行することとし、上記（１）②、（２）②から④まで及び（４）②イの改正は同日以後に備付けを開始する国税関係帳簿又は保存を行う国税関係書類について、上記（１）③及び（４）①の改正は同日以後に法定申告期限等が到来する国税について、上記（３）及び（４）②ロの改正は同日以後に行う電子取引の取引情報について、それぞれ適用する。

（注２）上記の改正の施行の際、国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存制度又は国税関係書類に係るスキャナ保存制度の承認を受けている国税関係帳簿書類等については、従前どおりとする。

２．地方税共通納税システムの対象税目の拡大

【POINT】 地方税共通納税システムの対象税目の拡大

・地方税共通納税システムの対象税目について、固定資産税、都市計画税、自動車税種別割及び軽自動車税種別割を追加し、eLTAX（地方税のオンライン手続のためのシステム）を通じた電子納付を可能とする。

地方公共団体の収納事務を行う地方税共同機構が電子的に処理する特定徴収金の対象税目に固定資産税、都市

計画税、自動車税種別割及び軽自動車税種別割を追加し、eLTAX（地方税のオンライン手続のためのシステム）を通じて電子的に納付を行うことができるよう、所要の措置を講ずる。

（注）上記の改正は、令和5年度以後の課税分について適用する。

3. 個人住民税の特別徴収税額通知の電子化

【POINT】 個人住民税の特別徴収税額通知の電子化

・特別徴収税額通知（納税義務者用）について、特別徴収義務者が求めた場合、市町村は、eLTAX 及び特別徴収義務者を經由して電子的に送付するものとする。

個人住民税の特別徴収税額通知について、次の見直しを行う。

（1）給与所得に係る特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）について、eLTAX を經由して給与支払報告書を提出する特別徴収義務者が申出をしたときは、市町村は、当該通知の内容を eLTAX を經由し、当該特別徴収義務者に提供しなければならないこととする。

（注）現在、選択的サービスとして行われている、書面による特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）の送付の際の電子データの副本送付は、終了することとする。

（2）給与所得に係る特別徴収税額通知（納税義務者用）について、eLTAX を經由して給与支払報告書を提出する特別徴収義務者であって、個々の納税義務者に当該通知の内容を電磁的方法により提供することができる体制を有する者が申出をしたときは、市町村は、当該通知の内容を eLTAX を經由して当該特別徴収義務者に提供し、当該特別徴収義務者を經由して納税義務者に提供しなければならないこととする。この場合において、当該特別徴収義務者は、当該通知の内容を電磁的方法により納税義務者に提供するものとする。

（3）その他所要の措置を講ずる。

（注）上記の改正は、令和6年度分以後の個人住民税について適用する。

4. 無償譲渡等の譲受人等の第二次納税義務の整備

【POINT】 国際的徴収回避行為への対応

・徴収共助の要請が可能な国に財産を所有する滞納者が行う徴収回避行為に適切に対応するため、滞納処分免脱罪及び第二次納税義務の適用対象を見直す。

徴収共助の要請をした場合に徴収をしてもなお徴収不足であると認められる場合において、その徴収不足が国税の法定納期限の1年前の日以後に滞納者が行った国外財産の無償譲渡等に基因するときは、その無償譲渡等の譲受人等は、第二次納税義務を負うこととする。

（注）上記の改正は、令和4年1月1日以後に滞納となった国税（同日前に行われた無償譲渡等に係るものを除く。）について適用する。

5. 滞納処分免脱罪の適用対象の整備

滞納処分免脱罪の適用対象に、納税者等が徴収共助の要請による徴収を免れる目的で国外財産の隠蔽等の行為をした場合を加える。

（注）上記の改正は、令和4年1月1日以後にした違反行為について適用する

1. 暫定税率等の適用期限の延長等

【POINT】 暫定税率等の適用期限の延長等

・令和2年度末に適用期限の到来する暫定税率（416品目）の適用期限を1年延長する等の措置を講ずる。

令和3年3月31日に適用期限の到来する暫定税率（416品目）及び特別緊急関税制度について、令和4年3月31日まで適用期限の延長を行う。

2. 個別品目の関税率の見直し

【POINT】 個別品目の関税率の見直し

・ポリ塩化ビニル製使い捨て手袋について、暫定税率を無税とする等の措置を講ずる。

（1）ポリ塩化ビニル製使い捨て手袋について、暫定税率を無税とする。

（2）化学物質「2,6-ナフタレンジカルボン酸ジメチル」及び「メターフェニレンジアミン」について、基本税率を無税とする。

以上